

豊中市立認定こども園災害見舞金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立認定こども園における園児の災害（負傷、疾病、障害、又は死亡をいう。以下同じ）について、その保護者等に対し認定こども園災害見舞金（以下「災害見舞金」という。）を給付することにより、本市教育・保育の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者等 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）附則第8条第1項に規定する保護者又は災害を受けた園児が成年に達している場合は当該園児（当該生徒が死亡したときはその遺族）をいう。
- (2) 学校管理下 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令369号。以下「令」という。）第5条第2項各号に掲げる場合をいう。

(災害及び給付の範囲)

第3条 この要綱による災害見舞金給付の対象となる災害は、園児の災害で、学校管理下において、その原因である事故が発生し、又はその原因となる行為がなされたもののうち、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認める傷病及び障害は、この限りではない。

- (1) 死亡
- (2) 継続して登園不能日数が20日以上となった負傷又は疾病
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外となる障害で、別表第3号に掲げるもの。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外となる総医療費5,000円未満の災害。

(災害見舞金の種類及び額)

第4条 災害見舞金は次のとおりとする。

- (1) 死亡見舞金 前条第1号に掲げる災害
- (2) 傷病見舞金 前条第2号に掲げる災害
- (3) 障害見舞金 前条第3号に掲げる災害
- (4) 医療費助成見舞金 前条第4号に掲げる災害

2 災害見舞金の給付額は、別表に定めるとおりとする。

3 傷病見舞金及び障害見舞金については、給付申請に要する診断書又は証明書の作成に係わる費用を加算して給付する。

(災害見舞金の給付)

第5条 災害見舞金は、災害を受けた園児の在籍する認定こども園長を経由して保護者等からの請求に基づき給付する。

2 災害見舞金の請求期間は、事故発生日から2年とする。

(災害見舞金の給付申請等)

第6条 前条の災害見舞金の給付申請は、所定の給付申請書に医師の診断書又は証明書（死亡見舞金の場合を除く）を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付決定)

第7条 市長は、前条の給付申請書の提出があったときは、速やかにその可否の決定を行い、当該申請者にその旨通知するものとする。

(遺族の範囲)

第8条 災害を受けた園児が成年に達している場合において当該園児が死亡したとき、法第15条第1項第6号に規定する死亡見舞金の給付を受けることができる遺族の範囲、順位等については、令第2条の規定を準用する。

(災害見舞金給付審査委員会)

第9条 この要綱の適正な実施を期するため、災害見舞金給付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員の数は10名以内とする。

3 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(給付の制限)

第10条 市長は、災害の原因が火災・風水害・震災・その他の非常災害又は第三者の加害行為によって生じた場合には、災害見舞金の全部もしくは一部を給付しないことがある。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

第1号 死亡見舞金

金額	摘要
1,000,000円	災害の発生した日から起算して、2年以内の死亡の場合に給付する。

第2号 傷病見舞金

金額	摘要
30,000円	登園不能日数が継続して20日以上30日以下の傷病
50,000円	登園不能日数が継続して31日以上60日以下の傷病
80,000円	登園不能日数が継続して61日以上90日以下の傷病
100,000円	登園不能日数が継続して91日以上の傷病
学校管理上の瑕疵による災害については、その原因、状況、程度、その後の経過等に応じて、30万円を超えない範囲内で、審査委員会が承認した場合にあっては、見舞金を支給することができる。	

第3号 障害見舞金

金額	摘要
50,000円 (ただし、歯科補綴が1本の場合にあっては、30,000円とする。)	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(抄)別表第14級に準ずる程度の障害で、独立行政法人日本スポーツ振興センター障害見舞金の給付対象外となる障害とする。ただし、歯牙障害については歯科補綴を加えるものとする。

第4号 医療費助成見舞金

初診から全治に要する医療費が5,000円未満の場合、当該医療費の40%を乗じた額を給付する。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。 国又は地方公共団体の負担において、他の法令の規定により療養費の支給又は補償を受けた場合については、自己負担額に総医療費の1割を加えた額を給付する。
--